

平成 25 年 8 月 2 日

国土交通省自動車局貨物課  
警察庁交通局交通企画課  
総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室  
経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室

## 日本標準産業分類におけるレッカー車業の 扱いについて

レッカー車業については、国内産業の中で一定のプレゼンスがあることから、改定案作成段階において分類項目立てするか否かを関係府省で検討を行った。その結果、今回の改定案には盛り込まないこととするが、今後引き続き調査・検討を行うこととした。

検討の概要は次のとおりである。

### 1 レッカー車業の概要

レッカー車業とは、主として、道路上の事故車、故障車等を前輪または後輪を吊り上げて排除するサービスを提供する事業である。

我が国において、自動車社会が進展するなか、交通事故の発生件数は減少傾向にあるものの、未だ年間約 70 万件近い値で推移している（ピーク時は、952,709 件（平成 16 年））。このような状況のなか、レッカー事業者は、道路上の事故車・故障車等を除去し、高速道路や一般道路の交通の円滑化を図る上で欠かすことのできない、公共的・社会的役割を担っている。

また、東日本大震災を受けて、都道府県が全国組織のレッカー団体と災害協定（※大規模災害が発生した場合、当該都道府県からの要請に応じて、応急復旧活動等の障害となる車両・障害物の除去等の救援活動を実施する協定）を結ぶ動きも見られ、レッカー事業者の役割は益々重要になっている。

なお、本年 3 月末に「全国車載車・レッカー事業協同組合」が認可された。

### 2 日本標準産業分類上の扱い

日本標準産業分類ではレッカー車業は、  
大分類 R・サービス業(他に分類されないもの)

中分類 92 その他の事業サービス業

小分類 929 他に分類されない事業サービス業

細分類 9299 他に分類されないその他の事業サービス業

に含まれており、例示に「レッカー車業」の記載がある。

なお、ここでいう事業サービス業とは、主として他の事業所に対するサービスを提供している事業所をいう。

### 3 分類項目の検討

#### ① 事業所数規模

業界調査データによれば、名称にかかわらず「レッカー車業」の平成23年事業所数は2,151であった。

これは、業界団体が傘下の各都道府県組合を通じて団体加盟の有無を問わず電話等で照会した結果である。リストの2,151の大部分の事業者がレッカー車業を主業としている。

この結果と経済センサス-基礎調査(平成21年)の結果で数量的基準(上位分類の10%以上)に達しているかをみると、4.9%となり、量的基準に達していない。

(参考)

「レッカー車業」の上位小分類 929 「他に分類されない事業サービス業」	
・ 事業所数_43,528	
⇒数量的割合	
「レッカー車業」	「他に分類されない事業サービス業」
2,151 事業所	／ 43,528 事業所 = 事業所数の割合 4.9%

#### ② 数量的基準以外で勘案すべき視点からの検討

・「レッカー車業」は、上記1のとおり、国内産業の中で、一定のプレゼンスは認められる。

・「レッカー車業」が、明確に区分された産業形態として、統計調査実施の際に確認が容易に行えるかについては、今のところ把握できていない。

(注) 自動車整備業等の事業と兼ねているケースも想定される。

・国内産業の相互の連関の把握に役立つかについては今のところ把握できていない。

・産業政策上、統計の結果が必要というニーズは今のところ明確でない。

・国際比較の観点からみると、国際標準産業分類(ISIC)等では、運輸支援活動ととらえ、運輸業に位置付けている。日本標準産業分類においては、自動車の牽引は運送には含まれないという考え方からサービス業としており、国際比較向上の観点から上位分類の妥当性についても検討する必要がある。

(参考)

○国際標準産業分類(ISIC)

H 運輸・保管業

52 倉庫業及び運輸支援活動

522 運輸支援活動

5221 陸運に附帯するサービス活動

例示 「牽引及びロードサービス」

○北米産業分類システム(NAICS)

48-49 運輸及び倉庫業

488 運輸支援活動業

4884 道路運輸支援活動

48841 自動車牽引業

488410 自動車牽引業

③ 検討結果

以上のことを総合的に判断した結果、レッカー車業については、現在の情報では数量的な基準に満たず、かつ検討すべき課題も多く、今後そのための情報を収集していく必要があり、また、それらの調査には相当の時間を要することから、今回は変更せず、関係府省連携の下、引き続き調査・検討を行うこととした。